

○那須町小規模工事等契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託及び物品購入(以下「小規模工事等」という。)について、町内業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することによって、本町の振興と業者育成を図るため、契約を希望する者(以下「契約希望者」という。)の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、当該設計金額等が建設工事及び修繕にあつては80万円未満、業務委託及び物品購入にあつては50万円未満のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、町内に主たる事業所又は住所を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得てない者
- (2) 那須町建設工事請負業者選定要綱(平成17年告示76号)に基づく入札参加資格の有資格者(以下「有資格者」という。)
- (3) 希望する業種を施工するために必要な資格、免許等を有しない者

(登録申請の方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税等の完納を証明する書類
 - (2) 希望する業種を施工するために必要な資格、免許等を有することを証明する書類の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 登録申請の受付期間は、当該登録有効期間の開始年度内において、町長が別に定める。
- 3 登録の有効期間は、3年間とし、以降3年ごとの申請に基づき登録するものとする。

(登録)

第5条 町長は、前条第1項の規定により登録の申請があったときは、当該申請の内容を確認し、小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

(登録事項の変更等)

第6条 登録名簿に登録された者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、小規模工事等契約希望者登録事項変更届(様式第2号)を、事業を休止又は廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録休止・廃止届(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録者の取扱)

第7条 町長は、小規模工事等に該当する契約に係る業者の選定に際しては、登録者に対し、積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

(補則)

第8条 この告示の実施に関し必要な事項は、那須町財務規則(平成23年規則第19号)に定めるもののほか町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から適用する。

附 則(平成18年12月27日告示第105号)

この告示は、告示の日から適用する。

附 則(平成24年3月30日告示第35号)

この告示は、告示の日から適用する。

附 則(平成29年10月4日告示第131号)

この告示は、告示の日から適用する。